

# 市職員の給与を公表します

市職員の給与等の実態を市民の皆さんにご理解いただくため、その概要を次のとおり公表します。

## 1 人件費の状況 (平成17年度一般会計決算) 単位：千円

住民基本台帳人口 (18 3 31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)
41,930人	14,371,924	431,198	3,524,889	24.5%

\*人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

## 2 職員給与費の状況 (平成18年度一般会計予算) 単位：千円

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B)/(A)
	給料	職員手当	期末勤奨手当	計(B)	
366人	1,598,257	176,603	657,529	2,432,389	6,646

\*職員手当には、退職手当を含みません。

\*給与費は、予算に計上された額です。

## 3 平均給料月額および平均年齢の状況 (平成18年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
373,941円	44.8歳	318,750円	50.1歳

## 4 初任給の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	匠瑛市		国		
	決定初任給	採用2年後	決定初任給	採用2年後	
一般行政職	大学卒	176,800円	189,600円	種 179,200円	種 196,200円
				種 170,200円	種 183,800円
	高校卒	142,800円	153,800円	138,400円	148,000円

## 5 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	経験年数10年			経験年数15年			経験年数20年		
	大学卒	260,500円	312,600円	352,800円	高校卒	212,600円	260,500円	312,600円	
一般行政職	260,500円	312,600円	352,800円	212,600円	260,500円	312,600円	352,800円	212,600円	

\*経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、卒業後、市採用前に経験年数を有するものは、その年数を含むものをいいます。

## 6 一般行政職の級別職員数の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事主事補	主任主事	副主査	主査補	主査	副主幹	課長主幹	
職員数	2人	21人	17人	101人	47人	55人	45人	288人
構成比	0.7%	7.3%	5.9%	35.1%	16.3%	19.1%	15.6%	100%

\*匠瑛市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

\*標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

## 7 昇給期間短縮の状況

区分	職 種	
	一般行政職	技能労務職
17年度	職員数(A)	300人
	普通昇給期間(12月~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	15人
	比率(B)/(A)	5.0%
		40人
		10.0%

## 8 職員手当の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	匠瑛市			国		
	期末手当	勤奨手当	計	期末手当	勤奨手当	計
期勤未勉手当	6月期 1.4月分	0.725月分	計 3.0月分	6月期 1.4月分	0.725月分	計 3.0月分
	12月期 1.6月分	0.725月分	1.45月分	12月期 1.6月分	0.725月分	1.45月分
退職手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置有		職制上の段階、職務の級等による加算措置有	職制上の段階、職務の級等による加算措置有		職制上の段階、職務の級等による加算措置有
	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~30%加算 退職時特別昇給 なし		(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 退職時特別昇給 なし	

問総務課人事班 ☎73 - 0084

特殊勤務手当 (平成17年度 一般会計決算)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める支給職員の割合		36.7%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額 手当の種類(手当数)		35,345円 25
代表的な 手当の 名称	支給額の多い手当		税務手当、乳幼児保育業務手当、変則勤務手当、社会福祉業務手当
	多くの職員に支給されている手当		乳幼児保育業務手当、税務手当、変則勤務手当

区分	匠瑛市		国	
	配偶者	配偶者以外の扶養	配偶者	配偶者以外の扶養
扶養手当	2人まで 1人6,000円	3人目から 1人5,000円	2人まで 1人6,000円	3人目から 1人5,000円
	16歳から22歳までの子 1人5,000円加算		16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	
住居手当	借家の場合(家賃12,000円を超える場合に限り。家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 自宅の場合 4,300円		借家の場合(家賃12,000円を超える場合に限り。家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 自宅の場合 新築・購入後5年間2,500円	
	バス等を利用する場合 運賃等相当額を支給		バス等を利用する場合 45,000円まで運賃等相当額支給。それを超える部分は半額支給(限度額5,000円) 自動車等を使用する場合 使用距離に応じて2,800円~32,100円を支給	
通勤手当	自動車等を使用する場合 使用距離に応じて2,800円~32,100円を支給		自動車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円~20,900円を支給	
	医師を除き無支給		支給率 千葉県内の区域により0%~11%	

時間外勤務手当 (平成17年度一般会計決算)
支給総額 57,936千円
支給された職員1人 当たりの支給年額 271千円

## 9 特別職の報酬等の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	報酬等月額	期末手当
市長	780,000円(741,000円)	6月期 2.1月分(1.89月分)
助役	665,000円(631,750円)	12月期 2.3月分(2.07月分)
収入役	605,000円(574,750円)	計 4.4月分(3.96月分)
議長	390,000円(380,250円)	6月期 2.1月分(2.00月分)
副議長	360,000円(351,000円)	12月期 2.35月分(2.23月分)
議員	335,000円(326,625円)	計 4.45月分(4.23月分)

(注)1 ( )内は、減額措置による減額後の額又は月数です。ただし、議員(正副議長を含む。)の減額措置は、平成18年7月から実施。  
2 収入後は選任していません。

## 10 定員の状況

### (1) 部門別職員数の状況 (4月1日現在)

区 分	部 門	職 員 数			対前年増減数		
		平成16年	平成17年	平成18年	平成16年	平成17年	平成18年
一般行政部門	議 会	5	5	6	0	0	1
	総務企画	97	95	90	2	2	5
	税 務	32	32	30	0	0	2
	民 生	62	62	62	6	0	0
	衛 生	31	30	32	1	1	2
	労 働	-	-	-	-	-	-
	農林水産	28	27	24	0	1	3
	商 工	4	4	4	0	0	0
	土 木	29	27	29	1	2	2
	小 計	288	282	277	4	6	5
特別行政部門	教 育	86	85	78	1	1	7
小 計	86	85	78	1	1	7	
公営企業等会計部門	病 院	167	156	149	14	11	7
	そ の 他	26	25	18	2	1	7
	小 計	193	181	167	12	12	14
合 計	567	548	522	9	19	26	

\*職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時および非常勤職員を除いています。

### (2) 平成18年の職員数の増減状況

部 門	増員数	減員数	差引	主な増減理由	
				増	減
一般行政部門	議 会	1	0	1	市町合併
	総務企画	0	5	5	欠員不補充
	税 務	0	2	2	欠員不補充
	民 生	0	0	0	
	衛 生	2	0	2	市町合併
	労 働	-	-	-	
	農林水産	0	3	3	欠員不補充
	商 工	0	0	0	
	土 木	2	0	2	市町合併
	特別行政部門	教 育	0	7	7
公営企業等会計部門	病 院	0	7	7	欠員不補充
	そ の 他	0	7	7	欠員不補充

# 匠 瑳 探 訪

## 幻の年中行事

平成19年の正月を迎えました。伝統的な日常生活が大きく変化している中で、「盆と正月」はもっとも重要な行事といえるでしょう。正月に始まる年中行事の多くは、江戸時代から農民の生活と結びついて行われていまし



長い歴史をもつ老尾神社（匠瑳地区生尾）

た。今回は、時の政府の政策から生まれた年中行事が実施されず「幻」に終わったのでは？と思われるものを紹介しましょう。明治になって新政府は、1871年（明治4年）神社を國家の祭りの中心にしました。そして全国の神社を官社と諸社に分け、地方の神社を県社、郷社（こうしゃ）、村社と資格のない無格社に分けました。明治の初め、子どもが生まれると、戸長（こちょう）・地域の責任者（の証明書を神社に持参し、そこで守札（まもりふだ）を受ける氏子（うじこ）調べがあり、出産証明書のようなものになりました。こうして住民と神社が結び付けられ、郷社がその管理をしていました。

匠瑳郡では、老尾（おいお）神社が郷社となりました。匠瑳大明神ともよばれていた同神社は、江戸時代後期の1843年（天保14年）に12年ぶりの改修を終え、「氏子一同万歳に満ちて」いましたが、当時は20戸にも満たない生尾村の鎮守でした。県は郷社を定めるに当たって927年（延長5年）の国の記録に記載された由緒を持つ老尾神社の氏子として、生尾村18戸に八日市場村536戸を加えました。そして匠瑳郡68か村の総鎮守としました。

県へ提出した記録によると、年中行事として一月一日の元日の神事から四月の御田植祭、五月五日の流鏝馬（やぶさめ）、七月風祭、九月相撲祭、十一月御神楽、十二月晦日の歳末祭まで一年を通じた21の年中行事と毎月の月次祭（つきなみさい）の合わせて33の郷社にふさわしい行事が計画されていました。これらにかかわった神官は、幕末からの東将胤（あずまざたね）でした。東氏は国の方針でいったん神官をやめ、試験に合格した明治6年5月から再びつとめることになり、郷社の申請などに尽くしました。

しかし、東氏らの努力も報われず、政策的に氏子に加えられた八日市場村などの協力はあつたでしょうが、これらの年中行事のほとんどが実施されなかつたようです。昭和55年に石の鳥居を建てる際に、八日市場地区民の協力が得られたそうです。

問 八日市場図書館

☎73・3746

## 病気と治療 あれこれ

### 知っていますか？ たばこの害（12）

国保匠瑳市民病院  
院長 菊地 紀夫

タバコを吸っている人が、やめたいのにやめられないのは何故でしょう？

脳がニコチン依存症という病気にかかってしまうからだと、そのメカニズムについて説明しましたが覚えていませんか。ニコチン依存は強い習慣性がありますので、意思の強さだけでは苦しくてなかなかやめられません。

そこで、ニコチンのみを補充することで、その苦しさを軽くしてタバコをやめやすくする治療法があります。どうやってニコチンを補充するかというと、ニコチンパッチという貼り薬を使います。1日1枚貼ることでタバコを吸った時の1/5～1/10のニコチンが常に身体に入っていますので、ニコチン切れの禁断症状が治まります。

この4月から禁煙指導が保険で認められましたが、敷地内禁煙が条件となるため当院では自費診療で行っています。2週ごとの通院で指導をして6～8週のプログラムを組みます。きちんと通院でき

た方は、9割以上卒業に成功しています。これまでに数十人がタバコのない生活を取り戻しました。

今まで何度か禁煙にトライしてもやめられなかったという方、もう一度チャレンジしてみませんか！

問 匠瑳市民病院 ☎72-1525

### 禁煙をサポートします

禁煙したい人を個別に支援します。  
場所...保健センター、野栄福祉センター  
対象...1か月以内に禁煙を始めたい人  
内容...面接相談（初回30分程度、呼気中CO濃度、尿検査によるニコチン依存度のチェックなど）  
面接は参加者の希望日時を伺います。受付期間...1月4日～31日  
申し込み・問い合わせ...健康管理課（保健センター内）☎73-1200、保健福祉室（福祉センター内）☎67-3118